

安全衛生特別教育規程の一部を改正する件（案）に関する意見募集について

令和元年6月14日
厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課

厚生労働省では、今般、安全衛生特別教育規程（昭和47年労働省告示第92号）の一部を改正することを予定しています。

つきましては、別添の改正概要に関し、下記のとおり御意見を募集いたしますので、御意見がある場合には、下記により御提出ください。

記

1 意見公募期間

令和元年6月14日（金）から令和元年7月13日（土）まで（郵送の場合同日必着）

2 資料の入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄に掲載します。

3 御意見の提出方法

御意見は、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。その際、件名に「安全衛生特別教育規程の一部を改正する件（案）に関する意見」と明記して御提出ください。電話による御意見は受け付けておりません。

（1）電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

（2）郵送の場合

住所：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課
物流・サービス産業・マネジメント班 宛て

（3）FAXの場合

FAX番号：03-3502-1598

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課

4 御意見の提出上の注意

御意見は日本語に限ります。個人の場合は氏名・住所及び連絡先（電話番号又はメールアドレス）を、法人の場合は法人名・主たる事務所の所在地及び連絡先（電話番号又はメールアドレス）を、それぞれ記載してください（御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために使用します。）。また、提出していただいた御意見については、氏名（法人名）、住所（所在地）及び連絡先を除き、原則として公表させていただきますので、あらかじめ御了承ください。

また、御意見が1,000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。

なお、御意見に対して個別の回答はいたしかねます。